

大月市第7次総合計画

Ⅲ 基本計画

2

緑や水と共生するまちづくり

- ②-1 環境保全と公害の防止
- ②-2 上水道・下水道の整備
- ②-3 美しい景観づくり
- ②-4 暮らしやすい環境整備

施策 2-1

② 緑や水と共生するまちづくり

環境保全と公害の防止

《現況と課題》

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、身近な地域の環境だけでなく地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨の発生、森林減少など、地球規模での環境問題を発生させています。平成 28 年 5 月に地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、国内の温室効果ガスの排出削減目標（2030 年度に、2013 年度比 マイナス 26%）が示されました。

この排出削減目標に向け、地球環境問題を視野に入れた資源循環型社会を構築するにあたり、環境への負荷を減らし限りある資源の消費を抑制する観点から、ごみの減量化・再利用・再資源化に対する取り組みを従来以上に推進していく必要があります。

対策のひとつとして、市民一人ひとりが家庭や勤務先等において、リサイクルやごみの減量等に取り組むことが求められます。

地球環境問題を視野に入れた資源循環型社会を実現するには、本市の美しい自然環境の保全を再認識し、市民 N P O 団体、民間事業所等と行政が連携して環境保全に取り組む必要があります。

また、近年は、空家・空地が起因する問題も増えています。雑草繁茂や害虫による周辺の環境衛生や、空家の倒壊や部材の飛来から周辺住民の安全を守るための対策が必要となってきています。

《基本目標》

廃棄物の適切な処理や環境問題への意識啓発、情報提供を充実し、市民や事業所、各種団体等が協力し地域の環境が保全されたまちをつくります。

《施策項目》

①廃棄物の適切な処理及びごみの減量化に向けた取り組み

②環境に配慮したまちづくり

③公害・不法投棄の防止

④空家・空地の適正な管理

《計画施策》

①廃棄物の適切な処理及びごみの減量化に向けた取り組み

○ごみの分別と出し方のルールについて情報提供と意識啓発を図ります。

○リサイクル推進の強化等により、ごみ減量化を図ります。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
ごみ処理量	7,777t	6,800t	ごみの減量化を目的とし、数値を設定します。

○ごみステーションの適正管理についての周知と指導に努めます。

○大月都留広域事務組合と連携し、ごみ及びし尿の収集業者への適切な指導により、ごみ収集やし尿収集体制の充実を図ります。

○効率的なごみ処理を目指し、4 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の周知啓発を行います。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
再資源化物収集量	714t	1,387t	効率的なごみ処理を目的とし、数値を設定します。

- 国のガイドラインや周辺市町村の状況などを精査し、ごみ処理の有料化について検討します。
- 食品ロスを軽減する「エコレシピ」を考案し、家庭や飲食店から排出される生ごみの減量に取り組みます。

②環境に配慮したまちづくり

- 市民や事業所などと連携し、環境基本計画や地球温暖化対策推進計画を着実に推進します。
- 温室効果ガス等、地球環境問題への啓発を推進するとともに、アイドリングストップ運動やマイカー利用の抑制など個人でもできる活動などについて啓発を進めます。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
温室効果ガスの削減	11,767t -CO2/年	9,508t -CO2/年	地球環境の改善を目的とし、数値を設定します。

- 家庭用生ごみ処理容器・処理機購入や住宅用太陽光発電システムおよびリチウム蓄電池設置などの環境保全の取り組みに対し助成や支援を行います。
- 地域の協力による清掃活動等により、ごみゼロのまちを目指します。
- 市民団体等の環境保全活動を支援し、* アダプト・プログラム等との連携を図るとともに推進リーダーの育成に努めます。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
アダプトプログラム参加団体	27団体	30団体	市民団体等の環境保全活動の支援を目的とし、数値を設定します。

- エコ商品の購入やグリーン購入について啓発、広報に努めます。
- 公用車の低燃費車導入の推進や庁内の節電対策に引き続き取り組みます。

* アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは英語で「〇〇を養子にする」の意味で、一定区画の公共の場所を養子にみたて、市民がわが子のように愛情をもって面倒をみ（清掃美化を行い）、行政がこれを支援します。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者によって美化を進めます。

③公害・不法投棄の防止

○不法投棄防止のため、沿道看板による啓発やごみのノーポイ・持ち帰り運動等を推進します。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
不法投棄処理量	5 t	2 t	不法投棄の撲滅を目的とし、数値を設定します。

○市民・事業者・行政が連携し、不法投棄の監視・パトロール体制を強化するとともに事業者への廃棄物の適正処理についての周知や指導、助言などを推進します。

④空家・空地の適正な管理

- 空家所有者等に対し、適正管理を怠った場合に懸念される想定被害をお知らせし、適正管理に対する意識啓発をします。
- 雑草が繁茂している空地については、所有者等に対し、除草を速やかに行うよう指導します。
- 老朽化の著しい空家について、倒壊の危険性がある「特定空家等」に該当するか建築士に診断を依頼します。診断結果を大月市空家等対策審議会に諮り対策を決定します。
- 「特定空家等」に認定した空家等については、条例及び空家等対策計画に基づき、所有者等に対して建物除却を含む適正管理を行うよう、指導・勧告及び命令を行います。
- 「特定空家等」の所有者に再三、建物除却を命令しても措置を行わない場合で倒壊の危険が切迫しているときは、市が最低限度の緊急安全措置を行うことを検討します。（費用は所有者に請求します。）
- 所有者等に対して意向調査を実施し、将来的に活用予定がない空家等について、隣接者や地元地域に利活用の需要を確認し、空家の流通促進や地域の公共的な用途に利活用することを検証します。

施策 2-2

② 緑や水と共生するまちづくり

上水道・下水道の整備

《現況と課題》

上水道については、東部地域広域水道企業団による安定した供給を行っています。
簡易水道については、平成 29 年 4 月現在、市営簡易水道が 7 箇所、地区簡易水道が 11 箇所、小規模水道が 8 箇所となっています。このうち市営簡易水道以外は、集落単位での運営のため事業規模も小さく、施設等の老朽化、住民の高齢化などにより日常の維持管理が困難となりつつあります。

このため、東部地域広域水道企業団給水エリア内の簡易水道等については、市民の理解を得ながら企業団への移行を図り、東部地域広域水道企業団の給水エリア外の簡易水道等については、中長期的な整備統合計画を作成し、受益者と市の将来構想に対する合意形成が図られた事業体は、整備を進める必要があります。

また、簡易水道とならない小規模な飲料水供給施設については、今までと同様に技術的協力を努める必要があります。

一方、本市の清流を守るためには、地域の特性に応じた下水道整備が不可欠です。

下水道については、桂川流域下水道事業計画の関連公共下水道施設整備事業として事業を行っています。

しかし、本市の地形的条件から、低宅地域からのポンプアップ施設や河川が縦断する区域からの河川横断による管路整備等に多くの費用が必要となっています。

また、これら公共下水道整備事業と並行して、下水道整備区域外では、個別污水处理（合併処理浄化槽整備事業）による事業も行っており、これら 2 つの事業を効率的・効果的に推進することが課題となっています。

加えて、管路布設済地域の未接続世帯に関しては、下水道事業への加入の促進に努めていく必要があります。

《基本目標》

生活の基本となる安全な水道水の供給体制が整備され、清流の保全に不可欠な下水道の計画的な整備が進むまちをつくります。

《施策項目》

①水道供給の基盤整備

②下水道事業の推進

《計画施策》

①水道供給の基盤整備

- 水源の保全についての啓発活動や巡視強化により水源の水質保全や浄水場施設等の維持管理に努めます。
- 配水施設、配水管など基盤整備の充実と安全な水の供給のための水質検査等による安全管理を推進します。
- 簡易水道組合長会議において各組合長に簡易水道の経営状況、長期施設営及び水道料金の見直し、起債残高の削減等の財政健全化への理解を深める説明を継続します。
- 上野原市とともに、東部地域広域水道企業団の経営健全化、基盤強化に努めます。
- 水道施設の耐震化や災害時の水供給についての体制整備を図ります。

②下水道事業の推進

- 公共下水道整備を整備計画に基づいて効率的・効果的に推進します。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
公共下水道整備面積	178.1ha	189.2ha	衛生的な生活環境を目的とし、事業計画区域内の整備面積を設定します。

- 都市計画区域外の終末処理場の周辺を、「特定環境保全公共下水道事業」、都市計画区域内は、「公共下水道施設整備事業」として、助成制度や交付金等、効果的な財源を活用して整備を進めます。
- 山梨県に対して、富士吉田市、西桂町、都留市、上野原市と連携を図り、効率的・効果的な流域下水道事業の早期完成を要望していきます。
- 合併処理浄化槽の整備を計画的に推進します。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
合併処理浄化槽 設置基数	902基	1,000基	下水道事業計画区域外の生活排水 やし尿の適正処理を目的とし、数 値を設定します。

○下水道未接続世帯等に対する接続の促進および助成等の充実を図り、下
水道使用料の収益の向上を図ります。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
接続率	69.9%	80.0%	下水道会計の健全運営と衛生的な 生活環境を目的とし、数値を設定し ます。



施策

2-3

② 緑や水と共生するまちづくり

美しい景観づくり

《現況と課題》

本市では、緑豊かな山々や桂川をはじめ大小の河川が織りなす自然的景観資源があります。旧甲州街道の街並や名勝猿橋に代表される歴史的景観資源など本市ならではの良好な景観づくりを推進するために「景観計画」を策定し、良好な景観づくりを進めています。

今後、さらに良好な景観づくりを実現するためには、市民・事業者・行政が一体となって美しい景観づくりに取り組む必要があります。

また、自然の中のゆとりある住宅スペースの確保と良好な居住環境の形成を進めるため、都市計画法、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例および大月市開発行為指導要綱に基づき民間宅地開発の適正な規制・誘導に努めてきました。

しかし、住宅地や住環境に対して求めるニーズも多様化していることから、住環境の整備にあたっては、豊かさやゆとりが実感できるとともに、自然環境に配慮しながら地域住民の合意形成を図り、地域特性や社会情勢の変化に応じたきめ細かな規制誘導をしていくことが必要となっています。

また、自然に恵まれた本市には、桂川や葛野川をはじめ豊かな清流があり、それらの環境保全に努めるとともに、水辺を活かした親水空間の整備に努める必要があります。

《基本目標》

豊かな自然環境や歴史、文化と調和した街並が保全され、大月市らしい景観の形成と潤いのある生活環境があるまちをつくります。

《施策項目》

①景観の整備

②宅地化の適切な誘導

③水辺の保全

《計画施策》

①景観の整備

- 市民等の理解を得ながら、景観計画に基づき、良好な景観の保全、および景観整備に向けた取り組みを推進します。
- 森林地区や里山地区、一般市街地など、地域の特性に応じた景観形成を図ります。
- 重要な景観形成地区には、重点地区等の指定により積極的な景観誘導策を展開します。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
景観計画の見直し	景観計画 の推進	景観計画 の推進	良好な景観の保全を目的とし、計画を推進します。

②宅地化の適切な誘導

- 快適性が高く地域環境と調和した宅地となるよう、宅地開発の規制・誘導に努めます。
- 緑地空間の確保や植栽、景観の形成など快適な住環境の保全・創出のため建築協定等の促進に努めます。
- 大月駅と猿橋駅周辺に、立地適正化計画に基づく居住誘導を促進します。
- 賑岡町ゆりヶ丘地区の宅地販売を促進します。

③水辺の保全

○桂川・相模川流域協議会の活動を通じて、関係団体と連携し、環境保全活動を推進します。

指標名	現状値 2016 年	目標値 2022 年	指標の考え方
桂川流域環境 保全活動実施回数	5回	8回	桂川流域環境の保全を目的とし、 数値を設定します。

○地域単位の河川清掃活動等に対して、積極的な支援を実施します。

○河川周辺の遊歩道や親水空間の整備に努めます。



施策 2-4

② 緑や水と共生するまちづくり

暮らしやすい環境整備

《現況と課題》

公園は、市民にうるおいとやすらぎの場を提供するとともに、環境保全や防災、景観形成など、重要な役割を担っています。本市では、山林や河川等の自然環境に恵まれています。市街地は限られた平坦部に形成されているため、十分な規模の公園緑地等の確保が困難になっています。

現在、本市の都市公園は、岩殿山丸山公園、猿橋近隣公園および山梨県が整備した桂川ウェルネスパークの3箇所があり、市民の憩いの場所として機能するほか、観光施策との連携なども期待されています。

また、市街地や住宅地にある街区公園や近隣公園は、子どもたちの安全な遊び場、近隣住民の憩いの場や交流の場としての役割を果たすとともに、災害時の避難場所として防災面でも重要な役割があります。今後は、バリアフリーへの対応など市民ニーズに応じた施設の改善をできることから進めていくとともに、市民との協働による維持管理を検討する必要があります。

一方、市ではこれまで、積極的に公営住宅の整備を推進し、市営住宅 16 団地 678 戸（特定公共賃貸住宅 4 戸を含む）を整備してきました。

しかし、耐用年数を経過したものや設備等に老朽化がみられるため、予防保全的な観点から適切な改善・維持修繕を行い長寿命化を図っているものもあります。平成 29 年 4 月現在は 15 団地 647 戸を維持管理しており、今後も社会情勢の変化に対応し、公営住宅のあり方や整備を検討します。

加えて、市営火葬場についても施設が老朽化しているため、建替えや運営形態の見直し、存否を含め早急にする必要があります。

《基本目標》

都市公園の有効な利活用を推進し、街区公園等の整備や管理を地域と連携しながら交流と潤いのあるまちをつくります。

《施策項目》

①都市公園の充実

②街区公園・近隣公園の整備

③公営住宅の整備

④火葬場の整備

《計画施策》

①都市公園の充実

- 自然や軽スポーツに親しむレクリエーション施設として桂川ウェルネスパークの活用を促進します。
- 岩殿山丸山公園とふれあいの館の適切な維持・管理を行い、市民に憩いの場を提供します。
- 猿橋近隣公園の特性を生かし、郷土資料館や名勝猿橋とのネットワーク化を推進し、市民の憩いの場と同時に来訪者との交流の場となる公園の整備を目指します。

②街区公園・近隣公園の整備

- 老朽化した公園の適切な修繕及び廃止を含めた見直しを行い、市民が安全に利用できる施設の整備を図ります。
- 地域住民の参画を得ながら、住民ニーズに即した公園・緑地の整備を検討します。
- 公園や*ポケットパークの美化および保全について、地域の理解を得ながらアダプトプログラムによる維持管理を推進します。
- 地域と連携した植栽などにより花や緑に親しみ、余暇を快適に過ごせるような公園整備を推進します。

* ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

③公営住宅の整備

- 公営住宅長寿命化計画に基づく、屋上防水工事、外壁改修工事等の修繕・改修を行い、長寿命化を図ります。
- 長寿命化計画に定めのある用途廃止する団地については、今後は団地ごとの用途廃止を進め、敷地の有効利用を図ります。
- 市営住宅については、当面は用途廃止による入居者移転を含めた適正管理戸数の検討と、用途廃止後の敷地へ民間住宅等の建設を含む社会情勢の変化に対応した住宅施策を検討します。

④火葬場の整備

- 市営火葬場の老朽化に伴い、庁内組織により施設の運営手法および施設整備を検討します。

